

兵庫県公報

平成24年4月20日 金曜日 第2381号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づく業務を行う者の事務所の所在地の変更の届出（生活衛生課）	1
○漁獲共済の義務加入同意成立届の確認（水産課）	1
○平成24年度松くい虫防除事業の知事命令の内容となる事項等（薬剤防除・知事命令）（豊かな森づくり課）	2
○景観影響評価準備書の縦覧等（都市政策課）	3
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（北播磨県民局）	3
○大規模小売店舗の変更に関する届出（阪神南県民局）	4
教育委員会告示	
○技能教育のための施設の連携科目等の変更	5

告 示

兵庫県告示第546号

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年法律第164号）第57条の3第4項の規定に基づき、事務所の所在地の変更の届出があったので、同条第5項の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 名称
財団法人兵庫県生活衛生営業指導センター
- 事務所の所在地
変更前 神戸市中央区中山手通7丁目28番33号
変更後 神戸市中央区下山手通6丁目3番28号



兵庫県告示第547号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第5項において準用する同法第105条の2第3項の規定により届出があった義務加入同意成立届を審査した結果、次の加入区については同法第108条第2項の規定による同意があったものと認めた。

平成24年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

加 入 区		同意成立年月日
区 域 名	区 分	
江井ヶ島区域	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業	平成24年3月27日
	のり養殖業を兼業する者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同
	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主としてたこつぼ又は刺網を使用して営む漁業	同

	のり養殖業を兼業しない者が営む総トン数10トン未満の漁船により主として底びき網を使用して営む漁業	同
--	--	---



兵庫県告示第548号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、同条第1項第4号の命令の内容となる事項を次のとおり公表する。

平成24年4月20日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 区域及び期間

(1) 区域

ア 丹波市、南あわじ市、多可郡多可町、神崎郡福崎町、美方郡香美町及び同郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

イ 神戸市、洲本市、豊岡市、南あわじ市、神崎郡神河町及び美方郡新温泉町の区域内に存する松林の区域のうち、別表の区域とする。

（「別表」は省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

ア 1 (1)アの区域

平成24年5月26日から同年7月5日まで

イ 1 (1)イの区域

平成24年5月26日から同年6月20日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

1 (1)アの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に航空機からの薬剤による防除を実施すること。

1 (1)イの区域については、松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、その樹木に地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1 (1)ア及びイの区域の松林及びその周辺の松林において、過去の松くい虫被害の状況からみて3の措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、1の区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

(1) 1 (1)アの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 知事は、3に係る樹木を所有し、又は管理する者が、1 (2)に定める期間内に3の措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、その措置の全部又は一部を行うことがある。

(2) 1 (1)イの区域

ア 3の措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

イ 3の措置を行った者又はその代理人は、その措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事にその旨を届けなければならない。ただし、ウにより申請書を提出する場合は、この限りでない。

ウ 3の措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書とその措置を行った後、速やかに3に係る樹木の所在する地域を管轄する県民局長を経由して、知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、申請者が3の措置を行ったことを確認して、損失補償の額を決定し、損失補償金を交付する。



兵庫県告示第549号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号。以下「条例」という。）第27条の2の7の規定により、次のとおり景観影響評価準備書（以下「準備書」という。）の提出があった。

ついては、この準備書の写しを条例第27条の3第1項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、この準備書の内容について特定建築物等と地域の景観との調和を図る見地から意見を有する者は、縦覧の期間の終了する日までに、兵庫県知事に意見書を提出することができる。

意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの準備書についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課に提出すること。

平成24年4月20日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 特定建築主の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
名称 株式会社明石
代表者の氏名 櫛部克則
住所 明石市大蔵町55番12号
- 2 特定建築物等の名称及び所在地
名称 ホテル マホーラ
所在地 明石市大蔵町54-1、55-2
- 3 準備書の写しの縦覧場所及び縦覧期間
縦覧場所 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課及び東播磨県民局加古川土木事務所まちづくり建築課
縦覧期間 平成24年4月20日から同年5月3日まで
- 4 住民意見書の提出期間及び提出先
提出期間 平成24年4月20日から同年5月3日まで
提出先 兵庫県県土整備部まちづくり局都市政策課

公 告**大規模小売店舗の新設に関する届出**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年4月20日

北播磨県民局長 竹本明正

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 ドラッグコスモス古坂店
所在地 加西市北条町古坂七丁目31番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
代表者の氏名 宇野正晃
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
代表者の氏名 宇野正晃
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成24年11月30日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,496平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数
61台
- (2) 駐輪場の収容台数
18台
- (3) 荷さばき施設の面積
32平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後 9 時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前 9 時30分から午後10時まで
- (3) 駐車場の自動車の出入口の数
出入口 3 箇所、出口 1 箇所
- (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前 6 時から午後10時まで

8 届出年月日

平成24年 3月29日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

- (1) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
- (2) 縦覧期間
平成24年 4月20日から 4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

- (1) 提出期限
平成24年 8月20日
- (2) 提出先
北播磨県民局加東土木事務所まちづくり建築課
〒673-1431 加東市社字西柿1075番 2



大規模小売店舗の変更に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第 8 条第 2 項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4 月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成24年 4月20日

阪神南県民局長 藤 田 隆 司

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 エイヴィスプラザ
所在地 西宮市田中町73番地

2 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称	代表者の氏名	住所
辰馬企業株式会社	辰 馬 眞 澄	西宮市鞍掛町 4 番16号

庄 野 隆 雄	西宮市田中町3番1—102号
川 西 淳一郎	神戸市東灘区西岡本五丁目10番12号
株式会社ニッショードラッグ	寺 西 忠 幸
	神戸市東灘区甲南町三丁目2番12号

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
辰馬企業株式会社	辰 馬 眞 澄	西宮市鞍掛町4番16号
庄 野 隆 雄		西宮市馬場町4番26号
株式会社ニッショードラッグ	牧 野 幸 三	神戸市長田区長田町二丁目2番8号
外1者		

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
辰馬企業株式会社	辰 馬 眞 澄	西宮市鞍掛町4番16号
庄 野 隆 雄		西宮市田中町3番1—102号
株式会社ニッショードラッグ	寺 西 忠 幸	神戸市東灘区甲南町三丁目2番12号
外1者		

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

ア 変更前

名称	代表者の氏名	住所
株式会社サカエ	河 田 幸 晴	大阪市中央区平野町2—2—7
庄 野 隆 雄		西宮市田中町3—1
合名会社川西北陽堂	由 良 文 史 朗	西宮市田中町3—1

イ 変更後

名称	代表者の氏名	住所
株式会社グルメシティ近畿	高 月 春 美	大阪府吹田市江坂町1—18—10
庄 野 隆 雄		西宮市田中町3—1—102
合名会社川西北陽堂	由 良 文 史 朗	西宮市田中町3—1

4 変更年月日

(1) 大規模小売店舗を設置している者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成22年5月12日ほか

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う法人の代表者の氏名

平成19年3月12日ほか

5 届出年月日

平成24年3月28日

6 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課

(2) 縦覧期間

平成24年4月20日から4月間

7 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成24年8月20日

(2) 提出先

阪神南県民局西宮土木事務所まちづくり建築課
〒662-0854 西宮市榎塚町2番28号

教 育 委 員 会 告 示

兵庫県教育委員会告示第7号

学校教育法（昭和22年法律第26号）第55条の規定による技能教育のための施設の連携科目等を次のとおり変更した。

平成24年 4月20日

兵庫県教育委員会
委員長 西 村 亮 一

技能教育のための施設の名称	変更事項	変更前	変更後
F. S. 播磨西高等学院	連携先高等学校	八洲学園高等学校 八洲学園国際高等学校 星槎国際高等学校	— 八洲学園大学国際高等学校 星槎国際高等学校